

平成22年9月10日

私立小・中学校について

府民文化部

目 次

	(ページ)
1. 私立小・中学校の生徒数	1
2. 私立小・中学校に関するアンケート調査結果	3
3. 私立小学校・中学校の法的位置づけ	4
4. 私立中学校に対する保護者ニーズ	7

1. 私立小・中学校の生徒数

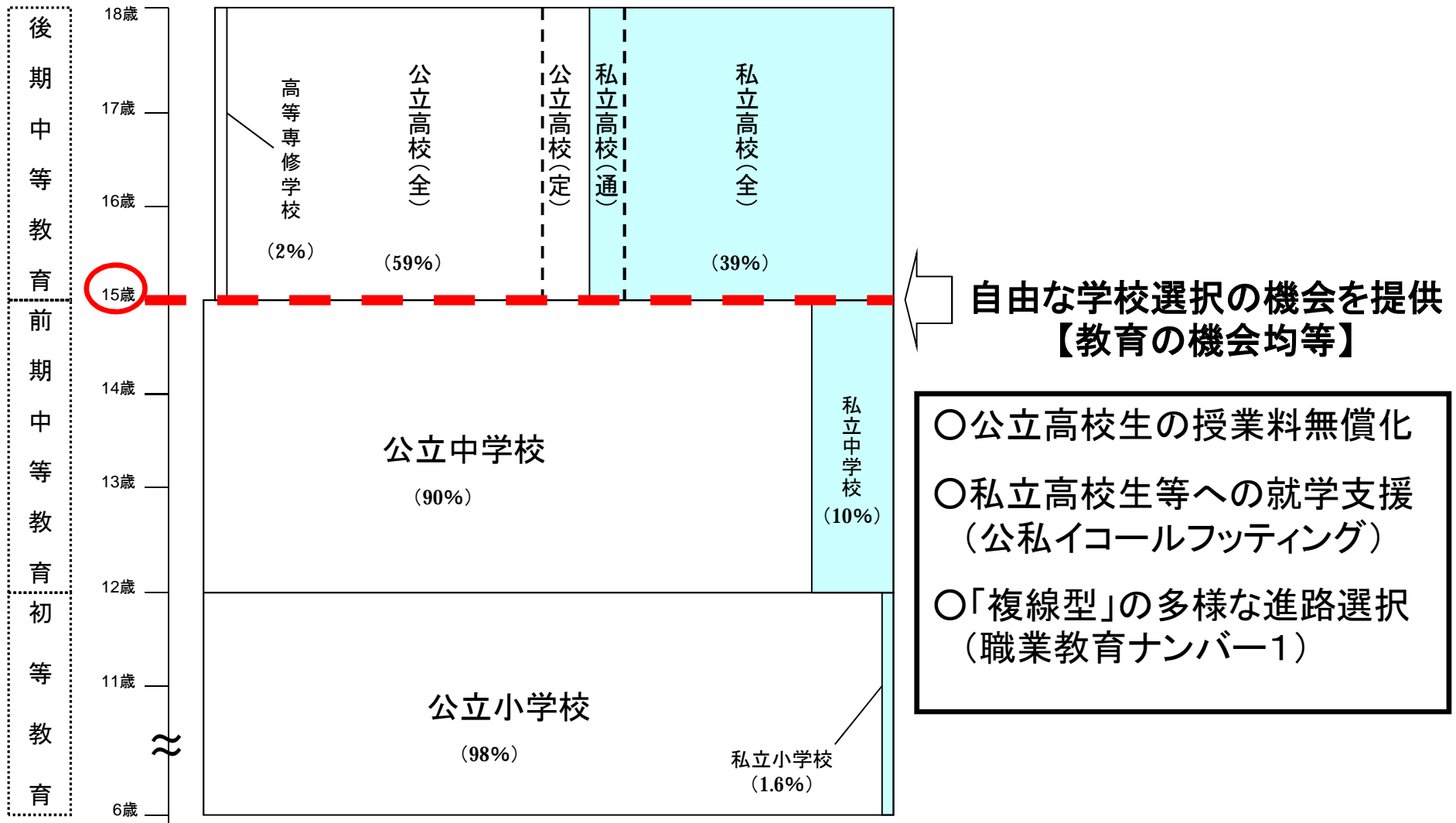
◇私立の生徒の割合は、小学校1.6%、中学校10%に対し、高校は40%と大きい。

小学校・中学校・高校の学校数・生徒数(H22年5月)

		公立	私立	合計
小学校	学校数	1,023校	17校	1,040校
	生徒数	482,332人	7,695人	490,027人
	割合	98.4%	1.6%	100.0%
中学校	学校数	465校	64校	529校
	生徒数	222,755人	24,624人	247,379人
	割合	90.0%	10.0%	100.0%
高校(全日制) []内は公立定 時制・通信制、私 立通信制を含ん だもの	学校数	158校 [169校]	96校 [102校]	256校 [271校]
	生徒数	131,156人 [143,496人]	83,240人 [97,391人]	214,396人 [240,887人]
	割合	61.2% [59.6%]	38.8% [40.4%]	100.0%

* 学校基本調査(H22.5)による。中等教育学校1校は私立高校数に含む(前期生徒数は中学、後期生徒数は高等に含む)

生徒の就学状況から見ると、後期中等教育での自由な学校選択の機会が重要



2. 私立小・中学校に関するアンケート調査結果（公立小・中学校の保護者）

◇小・中学校は公立を選択する保護者が多い。

	公立小学校1、2年生の子どもをもつ府民	公立中学校1、2年生の子どもをもつ府民																
サンプル数	969件	1000件																
行かせたい私立学校がなかった	88.1% （*公私を合わせた保護者の86.7%と推計）	82.9% （*公私を合わせた保護者の74.6%と推計）																
私立学校への公費負担	<p style="text-align: center;"><u>私立小学校への公費負担</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>増やすべき</th> <th>現状維持</th> <th>減らすべき</th> <th>わからない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15.1%</td> <td>33.8%</td> <td>31.9%</td> <td>19.2%</td> </tr> </tbody> </table>	増やすべき	現状維持	減らすべき	わからない	15.1%	33.8%	31.9%	19.2%	<p style="text-align: center;"><u>私立中学校への公費負担</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>増やすべき</th> <th>現状維持</th> <th>減らすべき</th> <th>わからない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.8%</td> <td>28.7%</td> <td>31.1%</td> <td>21.4%</td> </tr> </tbody> </table>	増やすべき	現状維持	減らすべき	わからない	18.8%	28.7%	31.1%	21.4%
増やすべき	現状維持	減らすべき	わからない															
15.1%	33.8%	31.9%	19.2%															
増やすべき	現状維持	減らすべき	わからない															
18.8%	28.7%	31.1%	21.4%															
(参考) 私立学校の生徒の割合	1.6%	10%																

*「私立小中学校に関するアンケート調査」

平成22年8月、政策企画部企画室（民間ネットリサーチ会社を通じインターネット方式により実施）

3. 私立小学校・中学校の法的位置づけ

◇私立小・中学校も義務教育機関の一つ。

◇義務教育機関としての小・中学校の種別

「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる」(教育基本法6条)

⇒私立小・中学校も、学校教育法1条に定められた学校

* 私立小・中学校は都道府県知事が所管(学校教育法44条、49条)

※義務教育の「義務」は、保護者の就学義務

・「保護者は、…子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う」(学校教育法16条)

・「国民は、その保護する子に…普通教育を受けさせる義務を負う」(教育基本法5条①)

設置者の違いによる小・中学校の種別

	設置者	公費負担割合
国立学校	国	100%
公立学校	市町村	100%
私立学校	学校法人	30%程度(*)

* 公費の負担割合は都道府県で異なる。

◇義務教育機関に対する公の支援

・「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し…その実施に責任を負う」(教育基本法5条③)

・「国又は地方公共団体が設置する学校における義務教育については、授業料を徴しない」(教育基本法5条④)

⇔ 反対解釈として、学校法人が設置する学校(私立学校)における義務教育については、授業料徴収が可能。

・「国及び地方公共団体は教育が円滑かつ継続的に実施されるよう必要な財政上の措置を講じなければならない」(教育基本法16条④)

◇私立小・中学校も「公の性質」を有しており、公費投入が認められている。
(公費投入の範囲は都道府県によって異なる。)

○憲法89条(公の財産の用途制限)

「公金その他の公の財産は、公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、それを支出し、又はその利用に供してはならない」

○教育基本法8条(私立学校)

「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割に鑑み、国及び地方公共団体は、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」

○私立学校振興助成法1条

「私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発展に資することを目的とする。」

※地方交付税法3条

「国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、その用途を制限してはならない」(2項)

「地方団体は、その行政について、合理的かつ妥当な水準を維持するように努めなければならない」(3項)

経常費補助金:国標準額と府単価(平成22年度)

	国標準額 (国庫補助単価+交付税単価)	府単価
私立小学校	297,216円(国庫44,116円+交付税253,100円)	176,475円
私立中学校	298,872円(国庫45,772円+交付税253,100円)	205,687円

私立小・中学校の経常費補助金の都道府県比較(平成21年度)

【小学校】

順位	都道府県	単価(円)	順位	都道府県	単価(円)
1	栃木	303,600	25	石川	280,850
2	静岡	301,816	26	和歌山	278,290
3	鹿児島	296,084	27	京都	274,617
4	長崎	295,869	28	東京	269,812
5	沖縄	295,426	29	滋賀	260,000
6	岐阜	292,933	30	福井	255,619
7	北海道	292,016	31	埼玉	247,700
7	茨城	292,016	32	奈良	240,500
7	群馬	292,016	33	岡山	239,325
7	千葉	292,016	34	神奈川	218,636
7	長野	292,016	35	大阪	182,512
7	三重	292,016	36	青森	} 私立小学校なし (0円)
7	広島	292,016	36	秋田	
7	高知	292,016	36	山形	
7	福岡	292,016	36	新潟	
7	大分	292,016	36	富山	
17	愛知	291,797	36	鳥取	
18	山梨	290,499	36	島根	
19	宮崎	288,921	36	山口	
20	岩手	287,206	36	香川	
21	福島	286,372	36	愛媛	
22	兵庫	282,607	36	佐賀	
24	宮城	281,197	36	熊本	

【中学校】

順位	都道府県	単価(円)	順位	都道府県	単価(円)
1	鳥取	452,566	25	愛知	293,288
2	東京	345,301	26	岐阜	292,933
3	福井	330,458	27	新潟	292,595
4	栃木	305,200	28	佐賀	292,569
5	静岡	302,472	29	宮崎	290,589
6	沖縄	297,100	30	岩手	288,884
7	長崎	296,298	31	福島	288,026
8	鹿児島	296,261	32	兵庫	287,642
9	山梨	294,840	33	徳島	284,210
10	秋田	294,512	34	石川	283,029
11	青森	293,672	35	京都	280,900
11	山形	293,672	36	宮城	280,883
11	茨城	293,672	37	愛媛	278,524
11	群馬	293,672	38	和歌山	278,400
11	千葉	293,672	39	島根	270,954
11	富山	293,672	40	滋賀	269,000
11	長野	293,672	41	山口	261,000
11	三重	293,672	42	香川	259,911
11	広島	293,672	43	岡山	258,928
11	高知	293,672	44	埼玉	253,931
11	福岡	293,672	45	奈良	242,000
11	熊本	293,672	46	神奈川	221,150
24	北海道	293,400	47	大阪	214,425

4. 私立中学校に対する保護者ニーズ

○公立の小・中学校は就学すべき学校が指定されるため、生徒・保護者にとって私立小・中学校は学校選択の際の選択肢の一つとなっている。

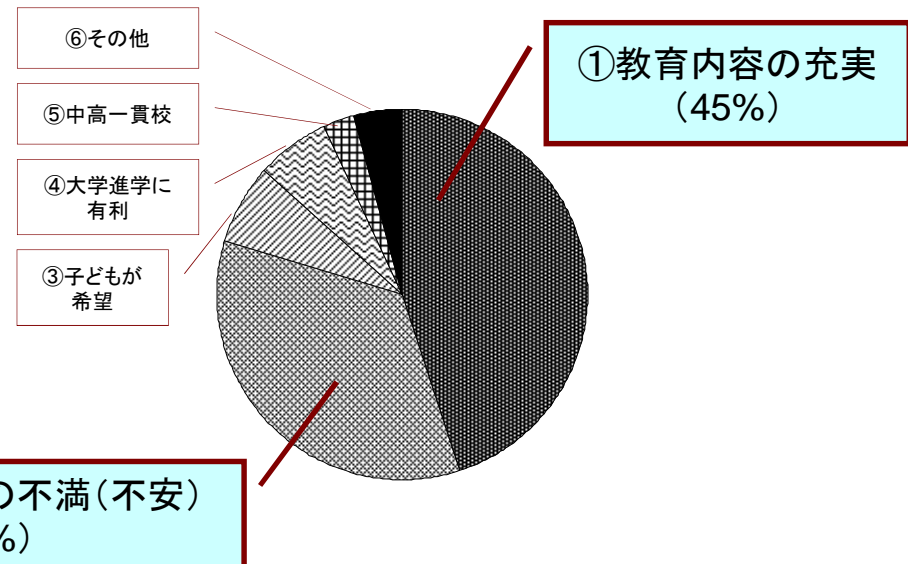
* 中学校については就学校を指定せず、「学校選択制」を導入している自治体もある(杉並区、品川区等)。

○私立中学を選んだ保護者は、理由として、①教育内容の充実(45%)、②公立中学への不満(不安)(35%)を挙げている。

【私立中学生保護者アンケート調査(H22.6 大阪私立中学校高等学校連合会実施 回答2,614/配布数 3,358)】

保護者が感じている「私立中学の良さ」

①公立中学校に比べて教育内容が充実している	1,178	45%
②地元の公立中学校には不安(又は不満)がある	909	35%
③子ども自身が、私立中学校への進学を強く希望している	182	7%
④大学進学等に有利である	161	6%
⑤中高一貫校であれば、子どもが受験で何回も苦労しなくて済む	76	3%
⑥その他	108	4%



◇就学指定校制度

「市町村の教育委員会は、..就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」(学校教育法施行令5条②)

私立中学校に対する保護者ニーズ:①教育内容の充実

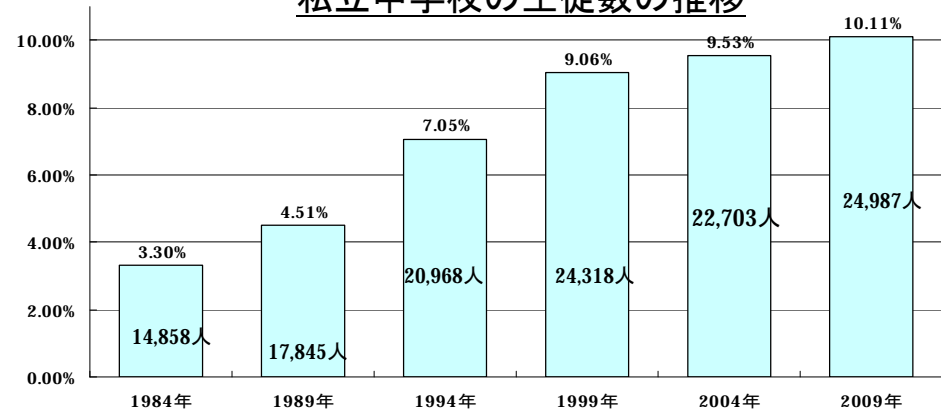
国が「ゆとり教育」を導入(81年)して以降、私立中学の生徒数、受験者数が増加

公立中学の主要5教科の授業時間数

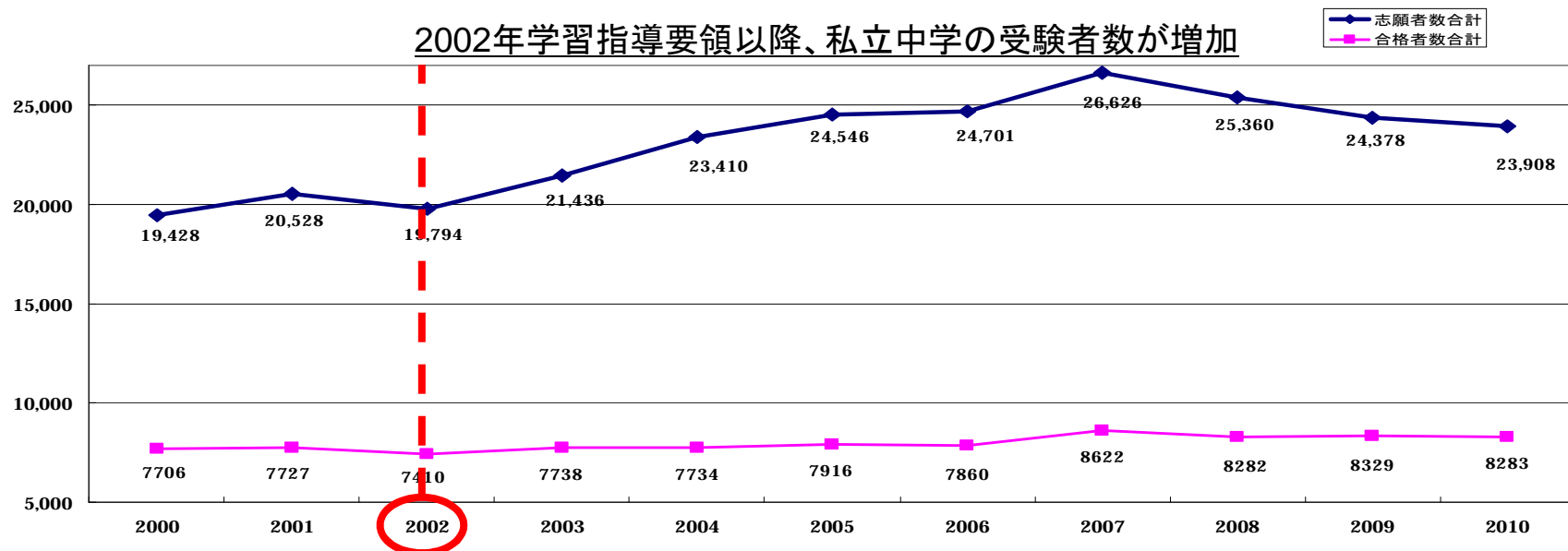
1972年	2135時間	
1981年	1890時間	⇒「ゆとり教育」開始
1991年	1820時間	
2002年	1565時間	⇒授業時間数最低
2012年	1925時間(予定)	

※「中学校学習指導要領」より

私立中学校の生徒数の推移

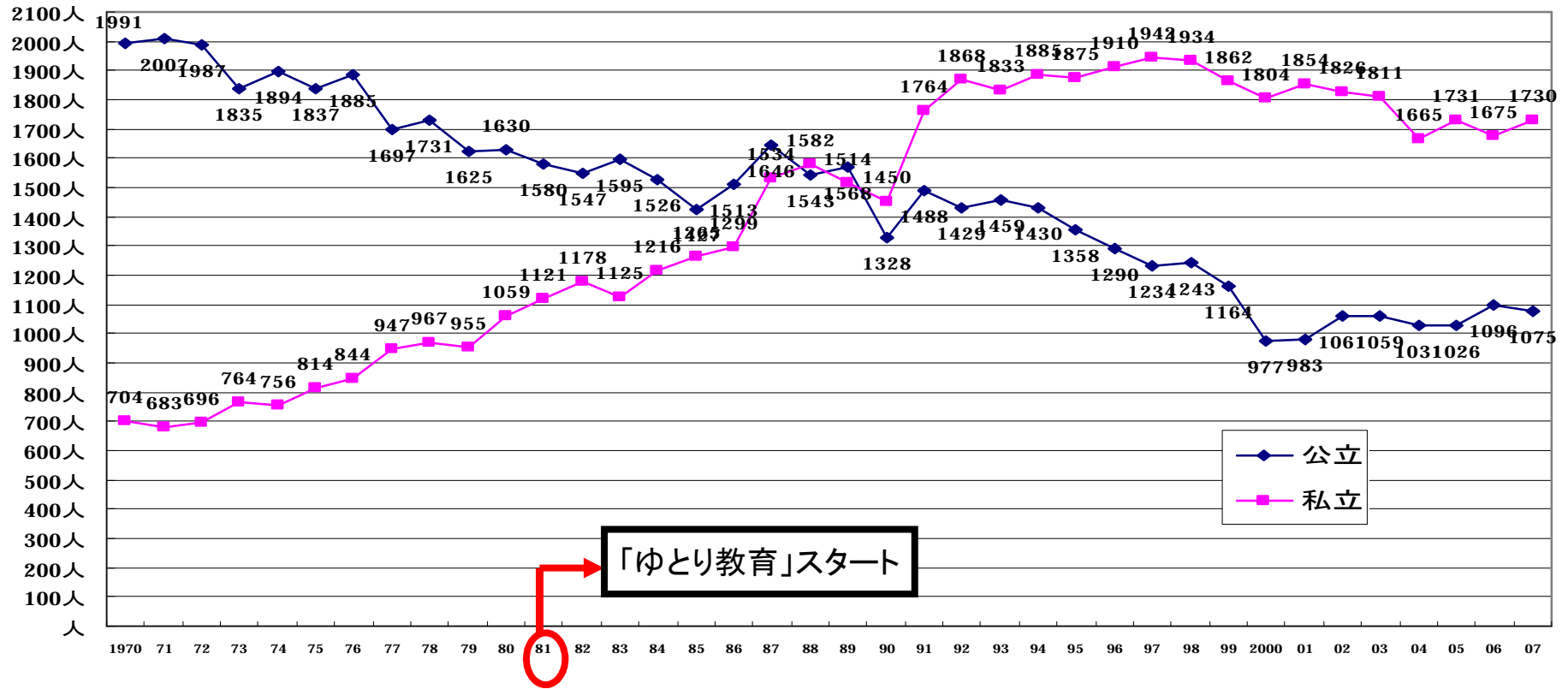


2002年学習指導要領以降、私立中学の受験者数が増加



* 大阪私立中学校高等学校連合会 「私立高等学校・中学校生徒募集入学状況等調査報告書」より

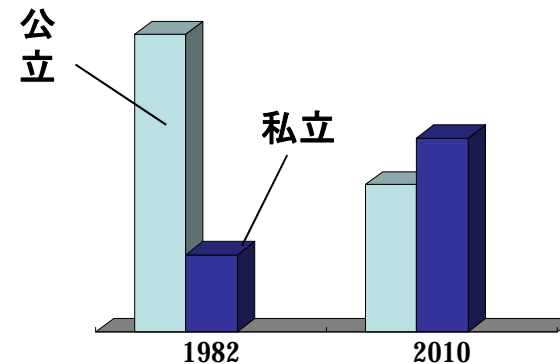
公私の高校出身者の東大合格者数の推移(全国)



大阪府内の東大・京大の合格者数

「ゆとり教育」後の公私の合格者数の比較

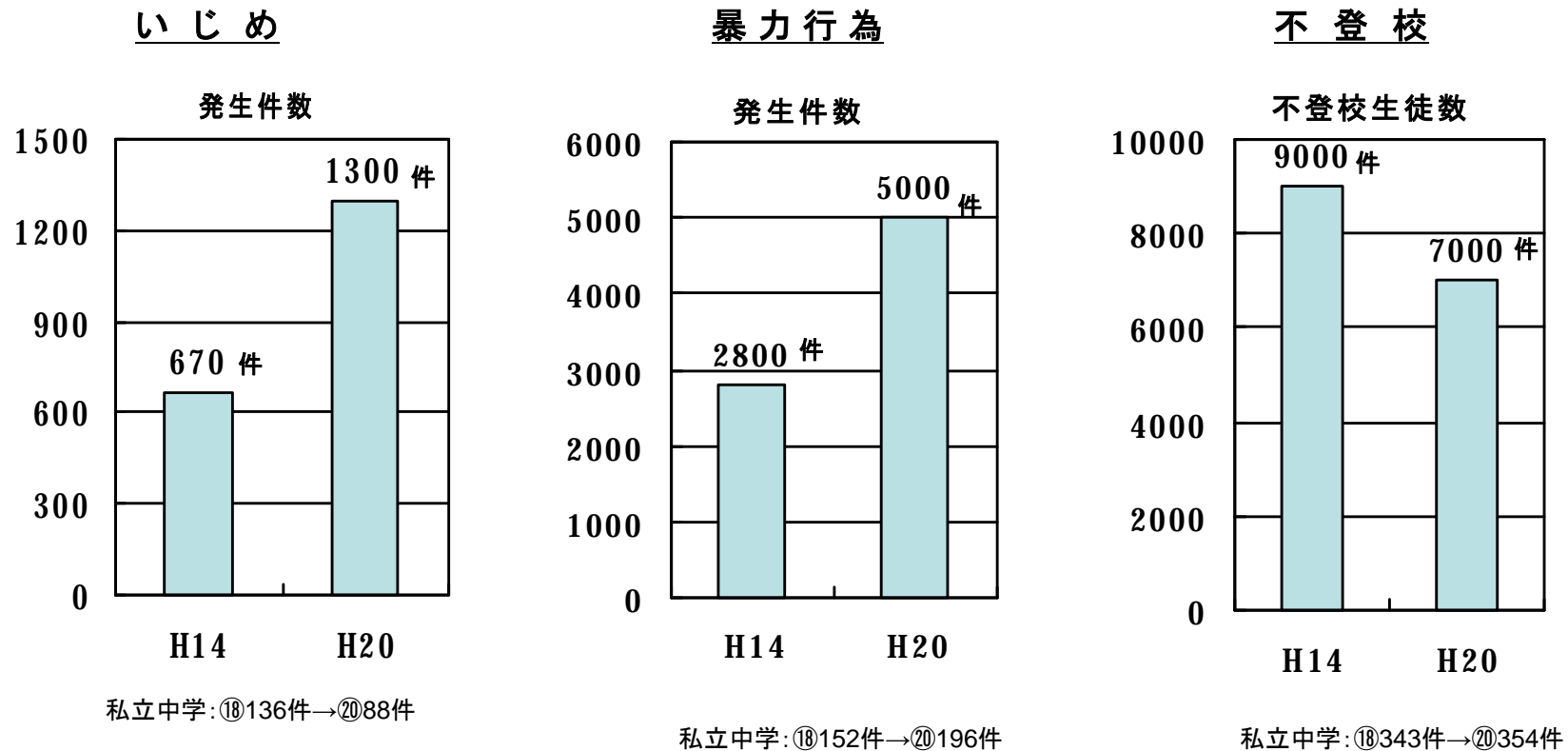
	公立	私立
1982年	447人	115人
2010年	221人	291人



私立中学校に対する保護者ニーズ：②公立中学への不安・不満

- 大阪府内の公立中学の「いじめ」「暴力行為」の発生件数は6年間で約2倍に増加。
- 公立中学の「不登校」生徒の発生件数は大きく減少しているが、全国では神奈川、東京に次いで3番目に高い水準。

《大阪府内の公立中学校における問題事象の状況》



* 文科省「児童・生徒の問題行動等調査」(H14とH20年度の比較)

* H14が文科省のHPで公表されている一番古いデータ

* 私立学校への調査は18年度から追加。

検討の視点

1. 公私の競争条件を整え、全ての子ども達に対して15歳の進路選択時に、公立高校・私立高校・高等専修学校の自由な学校選択の機会(チャンス)を提供するため、「私立高校生等授業料支援補助金」のさらなる拡充が必要。
2. 「授業料支援補助金」の拡充により、生徒・保護者にとって魅力や特色のある私立高校は、公立から生徒が流入し、生徒数が増加する。逆に、生徒・保護者にとって魅力の乏しい学校は、生徒数が減少することも考えられるため、競争力を一層高めていくことが求められる。
(「7・3枠」の弾力化、公私間・私私間の切磋琢磨による競争の促進。)
3. 私立高校の経常費補助については、授業料などをベースにした画一的な配分基準により学校間で格差が生じている。「授業料支援補助金」の拡充に合わせて、高校の経常費補助の配分基準を見直し、「パーヘッドの原則」による配分方法について検討する。(ペナルティ要素は除く)。あわせて、「教育日本一」に相応しい大きな成果を挙げた高校に対しては、配分額を特別加算するような「パフォーマンス要素」についても検討する。
4. 「授業料支援補助金」の拡充により、選択と集中の観点から、小・中学校に対する経常費補助金のあり方など、私学助成全体について検討を行う。